

鶴ヶ島市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

道路築造工事（区第6-35号線外2路線）一本松地区

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 検査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 504会議室

日 程 令和3年1月27日

## 7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 概ね適正に行われていると認められた。

支出手続きについては、本市財務規則を遵守し、適正な執行に努められたい。

## 8 工事概要等

別紙のとおり

## 工 事 概 要 等

工 事 名	道路築造工事(区第6-35号線外2路線)一本松地区		
工 事 場 所	鶴ヶ島市大字中新田、下新田地内		
監 査 対 象 課	区画整理課		
工 事 内 容	<p style="text-align: right;">上段・・・変更前、下段・・・変更後</p> <p>・ 道路改良 工事延長 L=148.6m 幅員 W=6.0m</p> <p>・ 道路土工</p> <p>・ 掘削工 一式</p> <p>・ 路床工</p> <p style="padding-left: 20px;">置換工 RC-40 t=50cm 390m<sup>3</sup></p> <p>・ 残土処理工 一式</p> <p>・ 排水構造物工</p> <p>・ 作業土工 一式</p> <p>・ 側溝工</p> <p style="padding-left: 20px;">長尺U字溝 車道用300×300 205m</p> <p>・ 横断暗渠工</p> <p style="padding-left: 20px;">横断暗渠 360×250 10m</p> <p style="padding-left: 40px;">0m (削除)</p> <p style="padding-left: 20px;">リブ付硬質塩化ビニル管 φ200 0m</p> <p style="padding-left: 20px;">リブ付硬質塩化ビニル管 φ200 10m (新規)</p> <p>・ 集水桝工</p> <p style="padding-left: 20px;">集水桝(A) 長尺U字溝用H650 4基</p> <p>・ 舗装工</p> <p>・ アスファルト舗装工</p> <p style="padding-left: 20px;">上層路盤工 M=30 t=6cm 772m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">777m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">表層 1.4m以上 再生密粒度As t=4cm 777m<sup>2</sup></p> <p>・ 縁石工</p> <p>・ 縁石工</p> <p style="padding-left: 20px;">地先境界ブロック 76m</p> <p>・ 構造物撤去工 一式</p> <p>・ 付帯工 一式</p>		
契 約 額	15,543,000円		
工 期	令和元年8月6日から 令和元年12月13日まで		
契 約 方 法	指名競争入札		
請 負 業 者 名	株式会社 三幸		